

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年5月12日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 春山 保男

1. 調達内容

- (1) 調達件名 証拠書仕切紙の作成
- (2) 調達数量 6,000 枚
- (3) 納品日 令和2年6月12日（金）
- (4) 納品場所 全国健康保険協会千葉支部

2. 見積方法

見積金額は、総価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含まない金額を見積書に記入すること。

3. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33（令和1、2、3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」のフォーム印刷、その他印刷類でいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒260-8645

千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当：桐谷（きりや）

TEL 043-308-0522

- (2) 仕様書の交付場所

原則、郵送にて交付する。

- (3) 見積書の提出期限

令和2年5月22日（金） 17時00分

- 原則、郵送にて提出すること。
- 見積書には事業所名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- 封筒に「証拠書仕切紙作成業務 見積書在中」と記入して見積書を封入した上、糊付部に代表取締役等の印で割印を押印すること。
- 見積書とあわせて、等級決定通知書の写しを提出すること。

5. その他

- (1) 前記3に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。

- (2) 落札者の決定方法

見積書を提出期限内に提出し、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部が判断した見積参加者であって、総価の最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。

《参考》

全国健康保険協会会計細則

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。